

平成22年度 第1回青少年健全育成審議会 第2部会 議事概要

- 日 時 平成22年4月26日(月) 午後3時30分～5時30分
- 場 所 大阪府公館
- 出席委員 功野委員、磯野委員、大塚委員、岡崎委員、興津委員、園田委員(部会長)  
森田(明)委員、吉村委員

■ 内 容

[報 告]

平成21年5月～平成22年4月の有害図書類指定一覧について、事務局から報告。

(資料1参照)

[諮 問]

別添資料 の図書11点の有害図書類指定について、諮問。

出席委員8名が図書11点それぞれについて審査した結果、全員一致で有害図書類として指定することに決定。

[意見交換]

青少年を性的対象として扱う図書類の実態把握・分析について、事務局から報告。

(資料2～6参照)

(委員から出された主な意見)

- ・ 児童ポルノについては、実際に18歳未満の青少年に対する性的虐待を描写したものに限定すべきという考え方と、18歳未満をイメージさせる描写についても拡大すべきという考え方の二通りある。現行の児童ポルノ法は前者を採用しているが、これだとコンピュータグラフィックなどは漏れ落ちてしまうことになる。
- ・ 芸能界デビューを目指してジュニアアイドル誌に出演するケースもあり、通常実施されている美少女コンテストなどどこで線引きするのか難しい。
- ・ いきなり規制から入るのではなく、今の実態を明らかにした上で、青少年の健全な発達にとって困った事象があるのかという点からスタートすべき。そういう意味からも調査結果を広く公表して府民にPRする必要がある。
- ・ 性的表現が簡単に子どもの目に触れる現状は憂うべきだが、そうしたことは広く府民に呼びかけて子どもを守る運動として盛り上げていくことが、まずは大切。
- ・ 現在の児童・生徒の保護者はこうした性的表現の流通実態についてほとんど知らないのではないか。判断力がある程度備わっている18歳以上に見せるのは問題ないが、あまり幼いときからそうした表現に触れさせるのは問題ではないか。
- ・ 18歳未満の青少年に過激な性的表現を見せないということには一定の合理性があると思うが、13歳未満の児童のジュニアアイドル誌を見せないというのは筋が違うのではないか。価格も高額のものも多く、読者層は明らかに大人を想定しているのではないか。
- ・ ある程度上の年齢になれば、漫画を読んでも「こんなストーリーあるわけない」と考えられるが、小中学校の間では判断がつかないケースもあるのではないか。
- ・ 実態調査の範囲に中古本を扱う書店も入れるべき。
- ・ 実態調査にあたっては、保護者や青少年の意見もヒアリングすることが必要。

以 上

大阪府青少年健全育成審議会 第二部会 次第

と き 平成 22 年 4 月 26 日 (月)  
午後 3 時 30 分～  
ところ 大阪府公館

1 開 会

2 議 事 (1) 図書類の諮問について

(2) 青少年を性的対象として扱う図書類の実態把握・分析について

(3) その他

\*\*\*\*\* 配 付 資 料 \*\*\*\*\*

- 資料 1 有害図書類指定一覧 (H21.5～H22.4月分)
- 資料 2 青少年を性的対象として扱う図書類の実態把握・分析について
- 資料 3 「青少年健全育成条例」における性的表現の規制状況
- 資料 4 18歳未満の青少年が性的対象として扱われている図書類一覧
- 資料 5 東京都青少年の健全な育成に関する条例新旧対照表
- 資料 6 新聞記事